

大阪市立障害者就労支援施設条例

○大阪市立障害者就労支援施設条例

昭和52年 9 月 29 日

条例第40号

大阪市立精神薄弱者福祉施設条例を公布する。

大阪市立障害者就労支援施設条例

(設置)

第 1 条 本市に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第15項に規定する就労定着支援を行うことを目的とする施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休館日)

第 2 条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第 3 条 施設の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 3 条第 1 項」と、「休

館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入所資格)

第4条 施設に入所することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第19条第1項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4の措置に係る者

(入所の許可等)

第5条 前条第1号に掲げる者が施設に入所しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設の管理上支障があると認めるときは、施設への入所を許可してはならない。

(入所許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設への入所の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき
- (2) 前条第2項に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者
(利用料金)

第8条 市長は、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第5条第1項の規定による許可を受けた者が施設を使用しようとするときは、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

(管理の代行)

第9条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第10条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に
必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第12条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第13条 市長は、第11条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 設置の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的

能力を有すること

- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援の実施に関すること
- (2) 法第5条第15項に規定する就労定着支援の実施に関すること（施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に限る。）
- (3) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (4) その他施設の管理に関すること

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（昭和52年11月1日施行、告示第769号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和60年4月1日条例第14号、昭和60年6月1日施行、告示第355号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成3年3月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年2月18日条例第1号）

大阪市立障害者就労支援施設条例

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月28日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月19日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日条例第43号、平成15年6月1日施行、告示第528号の5）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成17年10月19日条例第121号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第297号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条の次に6条を加える改正規定（第10条から第12条まで及び第13条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第39号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立知的障害者福祉施設条例第8条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）に係る利用料金について適用し、同日前に受けた指定施設支援に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第78号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立知的障害者福祉施設条例第8条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月30日条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市立障害者就労支援施設条例

附 則（平成21年 3 月30日 条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（大阪市立中央授産場条例の廃止）

- 2 大阪市立中央授産場条例（昭和53年大阪市条例第40号）は、廃止する。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の大阪市立障害者就労支援施設条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 3 項の規定による利用料金の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第 8 条第 4 項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 4 改正後の条例第 8 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立中央授産場の利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 9 月30日 条例第45号、平成23年10月 1 日施行、告示第1113号）抄

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成24年 2 月29日 条例第18号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日 条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 大阪市立舞洲就労支援所（以下「舞洲就労支援所」という。）に係るこの

条例による改正後の大阪市立障害者就労支援施設条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第9条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第8条第3項及び第4項、第9条から第13条並びに第14条前段の規定の例により行うことができる。

（舞洲就労支援所の指定管理予定者の選定手続の特例）

- 3 市長は、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの期間について舞洲就労支援所の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第10条の規定にかかわらず、舞洲就労支援所の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項に規定する場合における附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第11条、第13条及び第14条前段の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第11条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第76号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第13条中「第11条」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第11条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第14条前段中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則（平成26年 3 月 4 日条例第11号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月13日条例第78号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日条例第27号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年10月10日条例第22号、令和 2 年 4 月 1 日施行、告示第
232号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（令和 2 年 5 月27日条例第55号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月13日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 7 条例 1）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 9 条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のも

大阪市立障害者就労支援施設条例

のに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年2月26日条例第1号) 抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

| 名称 | 位置 |
|-------------|--------------|
| 大阪市立此花作業指導所 | 大阪市此花区四貫島2丁目 |